

暮らしに役立つ



下水道



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

はじめに

下水道は、わたしたちの暮らしの中で生じた汚水をきれいな水に戻してから、海や川に流したり、雨水を排除して街を浸水から防ぐなど、暮らしを守るたいへん重要な施設です。しかし、そのほとんどが地中にあるため、なかなか目に触れにくく関心が薄れがちです。

このパンフレットは、下水道整備の推進や十分な活用について理解と関心を深めて頂こうと下水道の役割、水洗化工事の方法、下水道事業などについてわかりやすく説明したものです。

皆様の下水道施設の維持・管理及び水洗化への御理解と御協力をお願い申し上げます。

目次

下水道を理解していただくために

I 下水道の役割・しくみについて

1 下水道の役割	1
2 下水道のしくみ	2・3
3 ご家庭内の排水設備について（合流式・分流式）	4・5
4 下水道のお金のしくみ	6
5 下水道使用料について	7
6 市民のみなさまへ ～上下水道局からのお願い～	8

新しく下水道に接続するために

II 水洗化工事について

1 水洗化への義務	9
2 水洗化工事のすすめ方	10
3 水洗化に伴う助成・融資あっせん制度など	11
・助成金・融資あっせん制度	11・12
・私道内公共下水道整備制度	13
・私道共同排水設備に関する助成制度	14・15・16・17

1 下水道の役割



下水道は、快適な生活環境を実現するうえで、大切な役割を果たしています。

清潔な美しい街を創ります

家庭や工場などから出る汚水を下水道管で集め、速やかに水処理センターに送るので、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぐことができ、街を清潔に保ちます。



清潔なまち

浸水から街を守ります

下水道管は、雨水を集めて川や海へ流します。大雨による建物の浸水や道路の冠水から街を守ります。



雨が降っても安心

自然環境を守ります

下水道管で集めた家庭や工場などから出る汚水を、水処理センターできれいにして川や海に流すことで、自然環境を守ります。



きれいな川や海

快適な生活を支えます

トイレや台所などから出る汚水を速やかに下水道管に排出することにより、快適な生活が送れます。

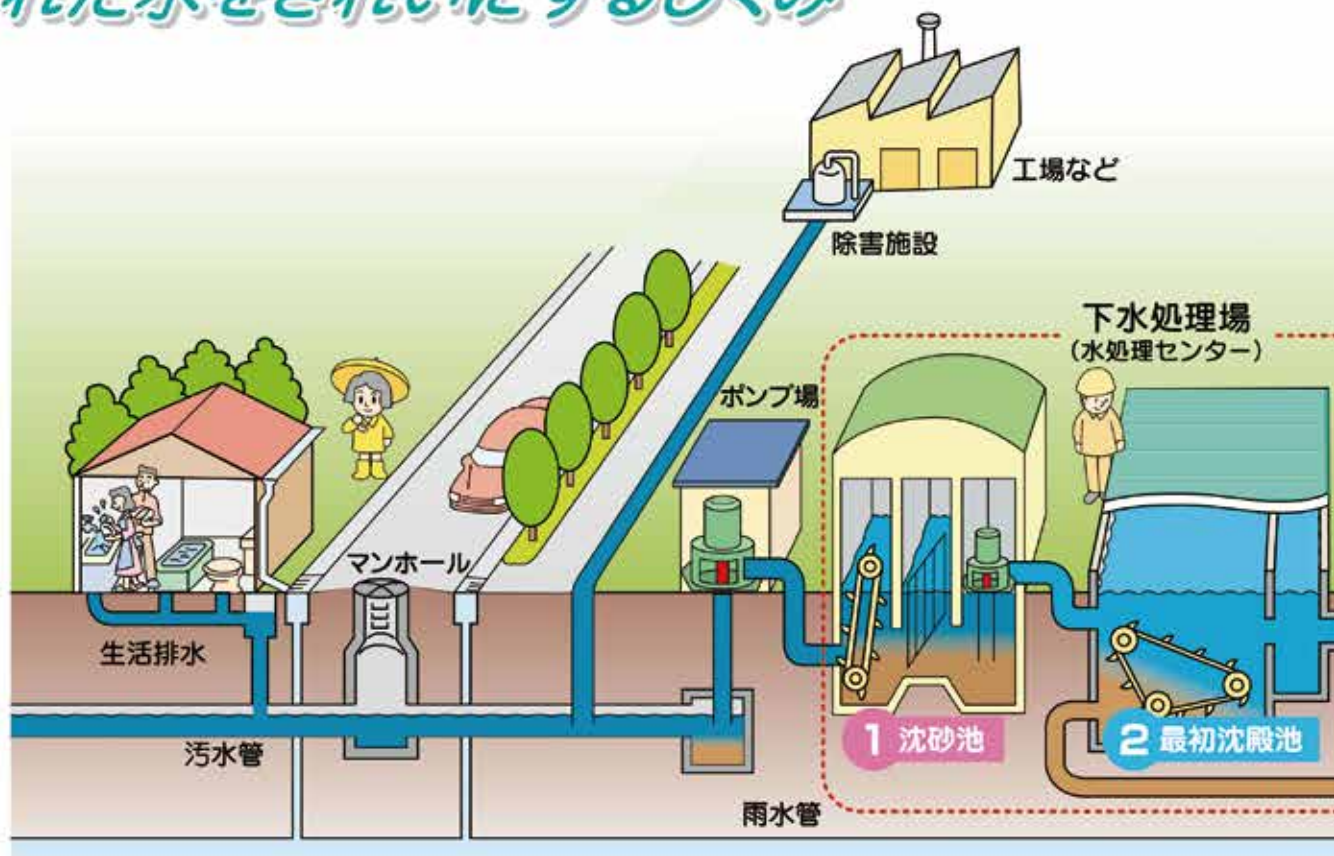


快適な生活環境

2 下水道のしくみ

家庭などから排出される汚水を下水処理場(水処理センター)に集め、きれいな水にしてから、川や海に流しています。

汚れた水をきれいにするしくみ



1 沈砂池

大きなゴミはスクリーンで、砂は沈めて取り除きます。



2 最初沈殿池

下水を緩やかに流して細かいゴミなどを沈ませ、上澄み水は反応タンクへ、沈殿物を汚泥処理施設(入江崎総合スラッジセンター)へ



下水から流れてきた水

5 汚泥処理施設

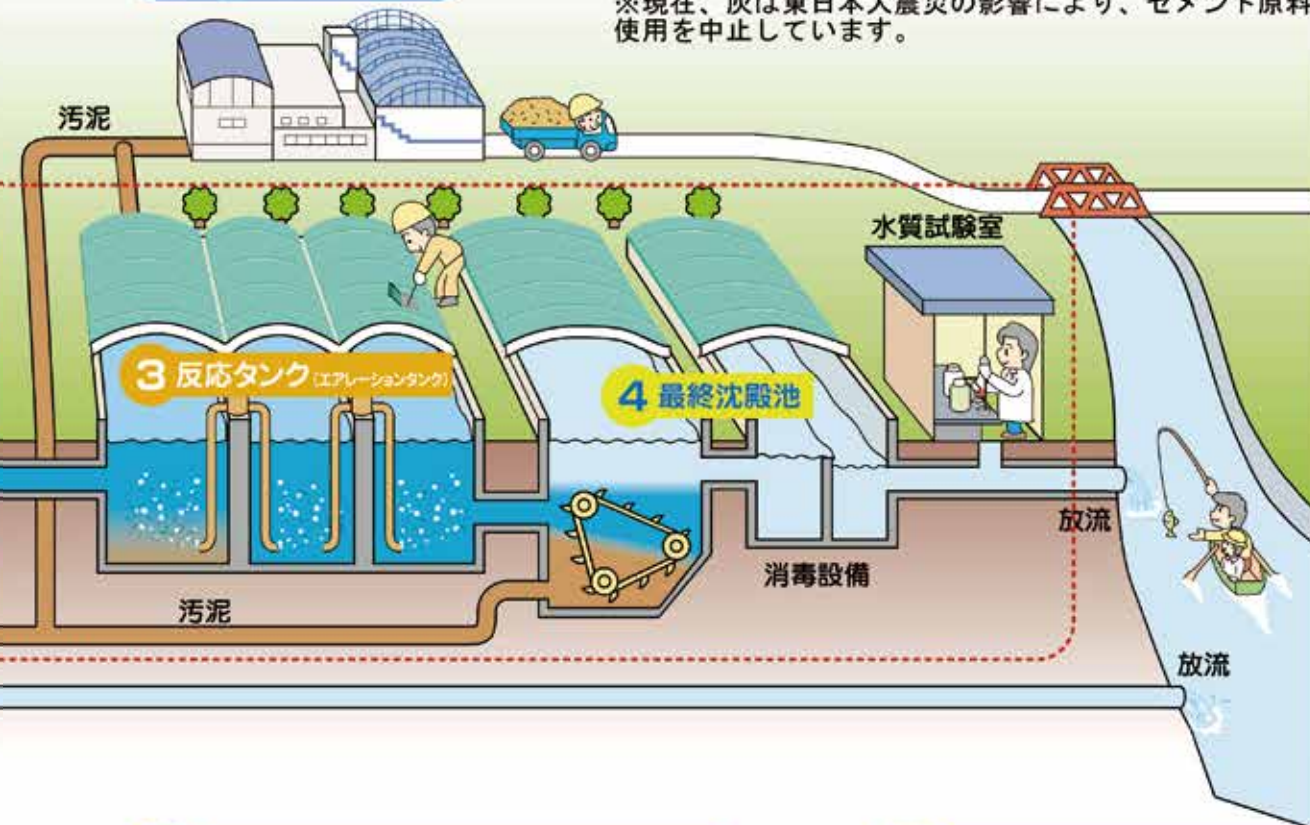
沈殿池で沈んだ泥を集めて水分を取り、燃やして灰にするところです。このとき出る熱はプールで利用して、灰は捨てずにセメントに混ぜて使われます。



※現在、灰は東日本大震災の影響により、セメント原料としての使用を中止しています。

5 汚泥処理施設

入江崎総合スラッジセンター



3 反応タンク (エアレーションタンク)

タンク中の微生物(活性汚泥)は、空気を吹き込まれ水の汚れを分解します。汚れは微生物の固まりとなり沈みやすくなります。



水処理センターで処理中の水

4 最終沈殿池

反応タンクで沈みやすくなった泥と上澄みとに分け、上澄み水は消毒をして放流します。



処理が終わった後の水

3

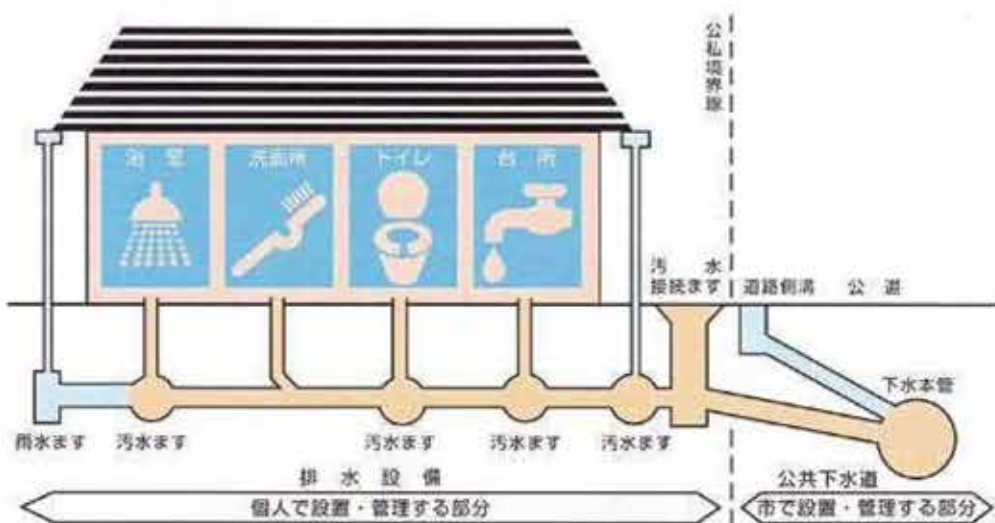
ご家庭内の排水設備について

下水道は、市が公道などに設置し管理する部分（公共下水道）と、みなさまの宅地内などに設置し管理していただく部分（排水設備）からできています。

排水設備には公共下水道と同じく、合流式と分流式があり、公共下水道の排出方法と同じ方式で設置していただくことになります。

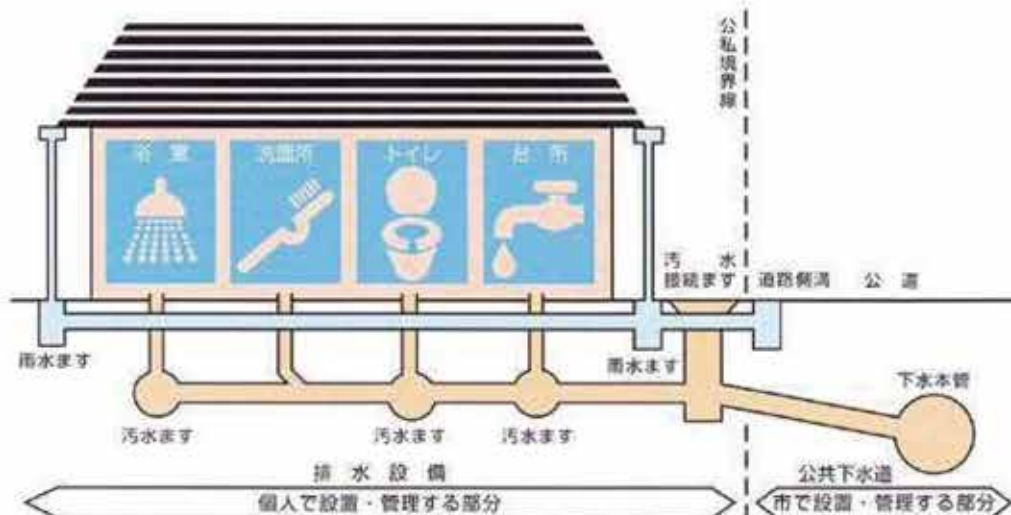
合流式 川崎区・幸区・中原区の一部・高津区の一部

合流式は、トイレ・浴室・台所などの汚水と雨水を1本の排水管で流す方式です。



分流式 中原区の一部・高津区の一部・宮前区・多摩区・麻生区

分流式は、トイレ・浴室・台所などの汚水は汚水管に、雨水は雨水管または道路側溝等に流す方式です。



排水管がつまったら

宅地内（排水設備）の場合

維持管理は各ご家庭で行っていただいておりますので、排水管などの工事を行っている工事店へ連絡してください。

連絡先がわからない場合は、川崎市管工事業協同組合（☎0120-320-419）にご相談ください。お近くの業者を紹介しています。



公道内（公共下水道）の場合

市で管理しておりますので、お住まいの地区の下水道（管理）事務所へご連絡下さい。（連絡先は裏表紙に掲載）



次のような場合、試してください

台所やお風呂場などの排水がつまった場合

- ・排水口の周りにごみがありませんか？
- ・水をはりラバーカップ（吸引カップ）を使用して、数回、いきおいよく引き上げてみてください。



排水口から悪臭がする場合

- ・台所や洗面台の排水口のすぐ下にトラップがあるので、水を流してトラップに水をためてみてください。



上記の方法で改善されない場合は、指定工事店などにご相談ください。

4 下水道のお金のしくみ

川崎市の下水道事業は、市民のみなさまからいただいている下水道使用料により支えられています。

(1) 下水道事業会計のしくみ

① 「雨水公費・汚水私費の原則」

下水道事業には、街に降った雨をすみやかに排除する雨水処理事業（浸水対策）と使って汚れた水をきれいにする汚水処理事業があります。自然現象である雨水の排除は公費（税金）負担とし、汚水処理は受益者負担という考えから私費（下水道使用料）負担としています。

雨水処理事業（浸水対策）

自宅や道路などに降った雨水をすみやかに排除し、浸水から街を守っています。



雨水は公費（税金）で負担します

汚水処理事業

家庭や事務所などから排出された汚水をきれいな水に処理し、海や川に流します。

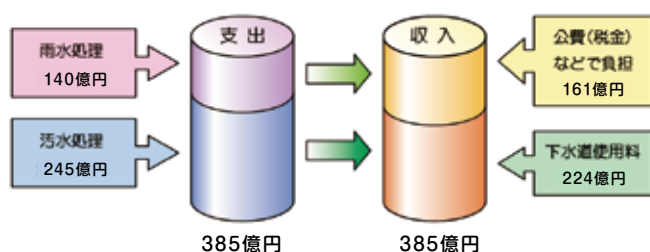


汚水は私費（下水道使用料）で負担します

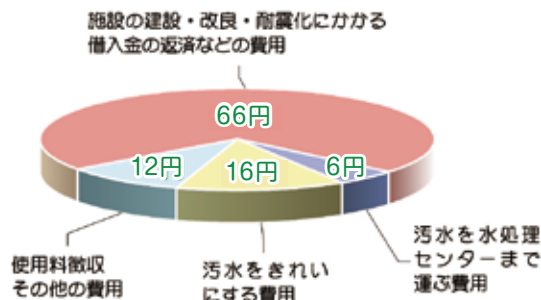
② 下水処理の費用負担のしくみ

平成29年度は、下水を処理するために385億円がかかりました。うち雨水処理費140億円については、公費で負担しています。また、汚水処理費245億円については、皆さまからいただいた下水道使用料224億円のほか、21億円を公費などで負担しました。

費用負担のしくみ



下水道使用料100円のゆくり



5 下水道使用料について

下水道使用料は、汚れた水をきれいにしたたり、下水道施設の維持管理にかかる経費などに使われています。

(1) 下水道使用料

① 水道水を使用した場合

水道の使用水量に基づき算出いたします。

② 地下水・雨水等を使用した場合

下水道使用料の徴収対象となります。個別に水量の認定を行いますので、(上下水道局下水道使用料担当)までお問い合わせください。

(2) 使用料の算出方法

下水道使用料は、次の単価表に基づいて算出いたします。

■単価表(一般汚水・2ヵ月につき)

汚水種別	使用水量 (m ³)	単価	
一般	基本額	16m ³ まで 1,320円	
	超過額 (1m ³ につき)	17~ 20	10円
		21~ 40	128円
		41~ 60	164円
		61~ 100	242円
		101~ 200	303円
		201~ 400	364円
		401~ 1,200	393円
		1,201~ 4,000	422円
		4,001~ 10,000	446円
		10,001以上	475円

※消費税が加算されます。

■速算式(2ヵ月)

使用水量 (m ³)	計算式
0~ 16	(基本額) 1,320円
17~ 20	水量×10円+ 1,160円
21~ 40	水量×128円- 1,200円
41~ 60	水量×164円- 2,640円
61~ 100	水量×242円- 7,320円
101~ 200	水量×303円- 13,420円
201~ 400	水量×364円- 25,620円
401~ 1,200	水量×393円- 37,220円
1,201~ 4,000	水量×422円- 72,020円
4,001~ 10,000	水量×446円- 168,020円
10,001以上	水量×475円- 458,020円

×1.08
1円未満
切り捨て

(平成26年4月1日改正)

(例)2ヶ月あたり使用水量40m³の場合の
下水道使用料の算出方法

$$\begin{aligned}
 &16\text{m}^3\text{まで} && (\text{基本額}) &= & 1,320\text{円}\cdots\text{①} \\
 &17\text{m}^3\text{から}20\text{m}^3\text{まで} && 10\text{円}\times 4\text{m}^3 &= & 40\text{円}\cdots\text{②} \\
 &21\text{m}^3\text{から}40\text{m}^3\text{まで} && 128\text{円}\times 20\text{m}^3 &= & 2,560\text{円}\cdots\text{③} \\
 &&& (\text{①}+\text{②}+\text{③})\times 1.08 &= & 4,233\text{円}
 \end{aligned}$$

(3) 使用料の支払い方法

下水道使用料は、基本的に水道料金と一緒に2ヵ月ごとにお支払いいただいております。

ゴミを道路の側溝やますに捨てないでください



道路のますにゴミを捨てると、ますの入口や下水道管がつまり、ゲリラ豪雨などの急激な降雨時に、浸水被害をおこすおそれがあります。ゴミは適正に処分しましょう。

料理などで使用した油は流さないでください



油は下水道管の中で冷えて固まってしまい、管がつまって汚水が流れなくなります。不要な布や新聞紙に吸わせて、普通ゴミとして捨てましょう。

トイレにはゴミなどを流さないでください



ガムやタバコ等のゴミ、ティッシュペーパー、新聞紙、紙おむつ等は、トイレのつまりの原因になるので、流さないでください。適正に処分しましょう。

トイレに流せると書いてあってもなるべく流さないでください



つまりの原因となるおそれがあるので、流せると書いてある製品をやむを得ず流す場合には、できるだけ小さくし、大量の水で流してください。

台所からゴミを流さないでください



食事の食べ残しや野菜くずなどを排水口から流すと、家庭の排水管や下水道管のつまりの原因になります。普通ゴミとして捨てましょう。

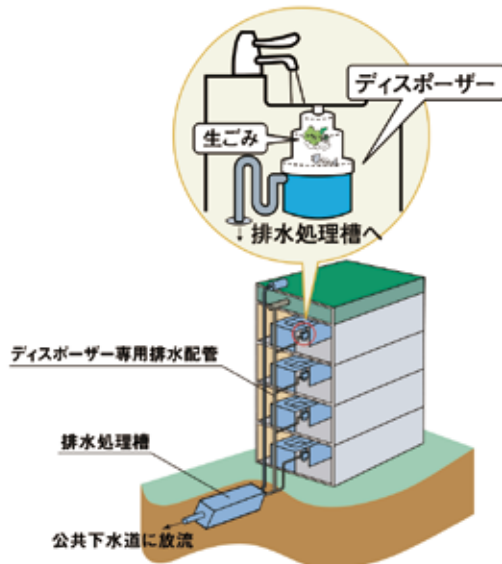
薬品類は流さないでください



ガソリンなどの石油類や薬品などは、下水道管を傷めるばかりでなく、爆発や引火の原因となるおそれがあります。廃棄の際は、購入した販売店に相談するなどし、適正に処分しましょう。

ディスポーザーの使用について

ディスポーザーは、台所の生ゴミを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す設備ですが、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。(ディスポーザーの単独での使用はできません。)ディスポーザー排水処理システムの設置を計画するにあたっては、上下水道局の各下水道(管理)事務所へご相談ください。



1 水洗化への義務



公共下水道が整備され、水処理センターで汚水を処理することができる区域を「処理区域」といいます。処理区域内に建物を所有している方は、汚水を公共下水道に流すよう排水設備を設置していただくことになります。

(1) 処理区域になりますと下水道法第10条により、排水設備を遅滞なく設置しなければならないとなっています。

① し尿浄化槽をご使用の方

公共下水道に接続した場合、し尿浄化槽は必要がなくなりますので廃止してください。

② 台所・浴室等からの汚水も公共下水道へ

汚水を道路側溝や水路に流している場合、公共下水道に流すよう排水設備を設置してください。

(2) くみ取り便所は、下水道法第11条の3により、3年以内に水洗トイレへ改造することが義務づけられています。

くみ取り便所を使用している場合、できるだけ早く、汚水を公共下水道に直接流す水洗トイレに改造してください。

下水道法(抜粋)

第10条 公共下水道の共用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。(後略)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、(中略) 公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。(後略)

2 水洗化工事のすすめ方

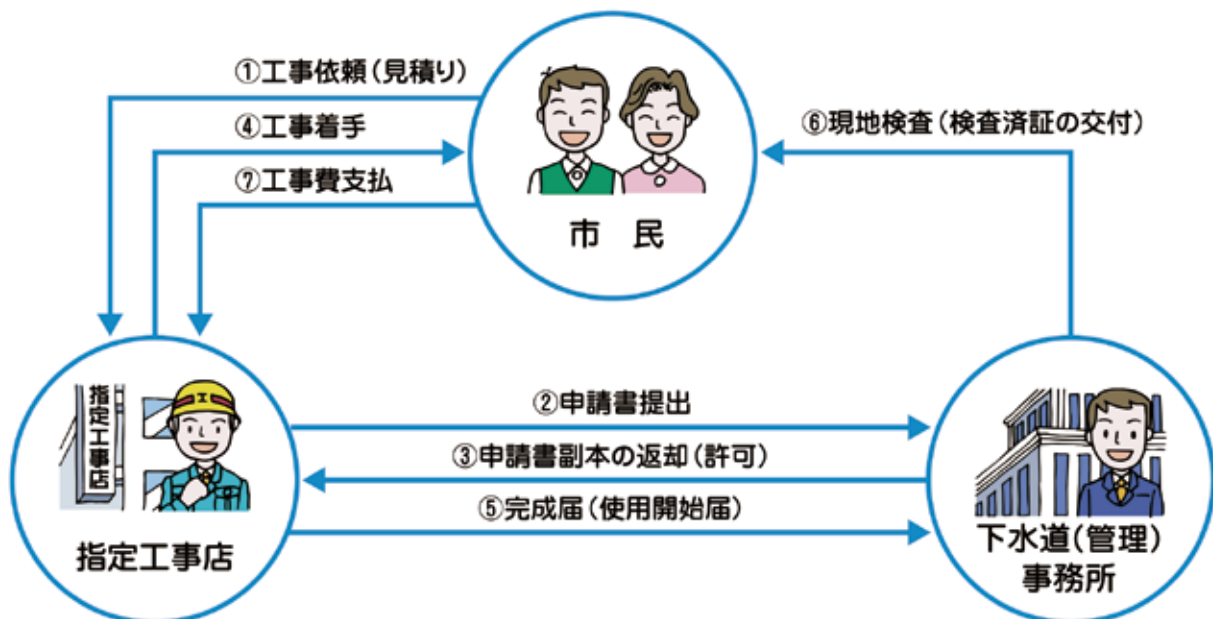
(1) 水洗化工事は「川崎市排水設備指定工事店」で

水洗化工事は川崎市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」）でなければ行うことはできません。

（川崎市下水道条例第6条）

みなさまが設置した下水管（排水設備）などを適正に維持・管理するため、資格をもった「排水設備工事責任技術者」がいる指定工事店であることを必ず確認してください。

(2) 排水設備工事の申込みから検査まで



①水洗化工事の契約

・指定工事店から見積りを取り、工事費・施工期間・施工内容などについて十分に検討し、契約時には、見積書・申請書類などを必ず確認してください。

・助成金、融資あっせん制度を利用される方は指定工事店に伝えてください。

②「排水設備計画確認申請書」の提出（助成金・融資あっせん制度を希望する方は同時に申請）

③申請書を審査・確認し、申請書副本を返却することで工事の許可となります。

④排水設備の工事着手

⑤排水設備の工事完了後、「排水設備工事完成届（使用開始届）」の提出

⑥市の職員が工事の検査をおこないます。（分流地区のみ）

・検査に合格すると、「排水設備工事検査済証」を交付いたします。

・書類審査、完了検査終了後、助成金・融資額の決定をします。

⑦工事費の支払



※工場、病院、レストラン、ガソリンスタンド等にあつては、除害施設の設置その他について、あらかじめ下水道水質課に御相談ください。

3 水洗化に伴う助成・融資あっせん制度など

助成金・融資あっせん制度

くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事及び既存のし尿浄化槽を廃止し汚水を公共下水道に直接流す工事を行う際、市からの助成や金融機関による無利子の融資制度が利用できます。なお、融資額は市の基準により算定(450,000円以内)しますので、工事内容により異なります。

※大型浄化槽や複数の便槽がある場合、融資額が異なります。

●助成金(1設備につき)

大便器1個の場合:10,000円
複数の場合(1個につき):5,000円

●融資額(1設備につき)

450,000円以内(市の基準により算定)
※分流地区で上記工事と併せて行う
雨水排水設備の工事をする場合
90,000円以内(建築物1棟につき)

(1) 対象工事

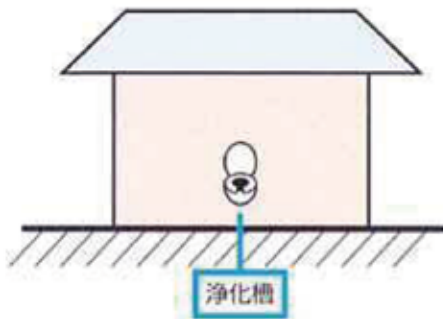
- くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事
- し尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に直接流す工事
- 上記の工事と併せて行う生活排水等の排水設備を設ける工事
- 分流地区で、くみ取り便所の改造、またはし尿浄化槽廃止の工事と併せて行う雨水排水設備を設ける工事

(2) 助成金・融資あっせん制度を利用するには

- 助成・融資あっせん制度の申込みは、排水設備工事の申請と同時に行ってください。
- 申請にあたっては、揃えていただく書類があります。
- 融資を利用される方は川崎市内に指定金融機関の口座が必要です。
- その他、融資条件があります。

(3) 助成金・融資額の計算方法は

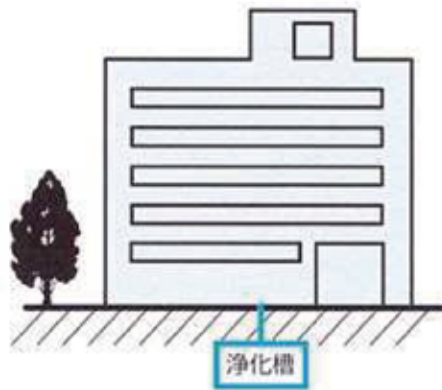
① 浄化槽廃止の工事



○一戸建住宅(浄化槽1基・大便器1個)の場合

助成金 10,000円

融資額 浄化槽1基分の廃止工事費が
450,000円以内



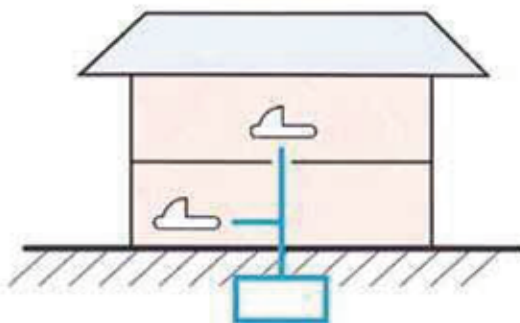
○共同住宅(浄化槽1基・大便器50個)の場合

助成金 250,000円(5,000円×50個)

融資額 浄化槽1基分の廃止工事費が
450,000円以内

※大型浄化槽については、ご相談ください

② くみ取り便所の改造工事



○一戸建て住宅(便槽1個・大便器2個)の場合

助成金 10,000円(5,000円×2個)

融資額 便槽1個分(大便器1個を含む)の改造工事費が450,000円以内と残りの大便器1個の改造工事費135,000円以内をあわせて585,000円以内の額です。

(4) 融資の利息・返済方法

- 融資額の利息は市が負担します。
- 融資額の返済は、融資を受けた月の翌月から36ヵ月で、元金均等分割払の方法で毎月6日に金融機関の指定口座から自動引落しされます。

私道内公共下水道整備制度

私道については、原則的には市に公道移管(基準あり)していただくことが望ましいですが、何らかの事情で移管できない場合があります。私道内公共下水道整備制度は、一定の基準・条件を満たす私道について、水洗化の普及を図るため、申請により市が公共下水道として整備する制度です。

(1) 対象となる私道

- 公道と公道を接続する場合
私道の幅員2.7メートル以上、利用する家屋2棟以上
- 公道と公共施設を接続する場合
私道の幅員4メートル以上、利用する家屋2棟以上
- 一端が公道に接続する場合
私道の幅員4メートル以上及び延長が25メートル以上、利用する家屋が5棟以上

(2) 条 件

- ・ 区分地上権設定の承諾または土地使用承諾が得られること。
- ・ 雨水排水設備の整備がされているか、整備の予定があること。(分流地域の私道内のみ)
- ・ 私道の土地所有について訴訟などの紛争がないこと。
- ・ 整備後、利用するすべての家屋が排水設備を直ちに公共下水道へ接続すること。
- ・ 設置した私道内公共下水道に申請者以外の者の取付管接続工事が必要になった場合、協議の上、承諾すること。

(3) 手続き

市へ代表者が申請書を提出してください。

(4) 施設の維持管理

整備した下水道は、市有財産となりますので、**市が維持管理**を行います。

(5) 工事の範囲

- ① 私道の排水管
- ② 私道のマンホール
- ③ 私道の取付管
- ④ ①②③の工事の施行に伴い必要となる設計、試験堀、ガス管、水道管または排水設備の移設、切り廻し、撤去及び道路復旧

(6) 提出書類

- ① 私道内公共下水道整備調査依頼書(整備可能かを調査するために必要)
添付書類：案内図、公図、土地調書、建物調書、平面図、登記簿謄本など
- ② 私道内公共下水道整備申請書(整備可能となった場合に提出)
添付書類：区分地上権設定承諾書(印鑑登録証明書)または土地使用承諾書
私有ガス管・水道管・排水設備の移設、切り廻し及び撤去、改良等誓約書
公共下水道接続施設設置工事申請書(工事施工時)など

私道共同排水設備に関する助成制度

私道共同排水設備とは、その私道に面した複数の設置義務者（建築物所有者又は土地所有者）の宅地から下水を公共下水へ排出するために共同で使用する排水設備をいいます。

川崎市では、この私道共同排水設備を敷設したり、修繕したりすることに対して、助成制度を設けています。

(1) 私道共同排水設備敷設助成制度

市の下水道処理区域、処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中であり、近く処理区域となる区域で、既設の私道に共同排水設備を設置するための工事を行う皆様が、工事後直ちに水洗化する場合にこの制度が利用できます。

① 助成要件

- 処理区域となってから、3年以内（※）であること。
- 私道の一端が公道に接続していること。
- 私道の幅員が1メートル以上、利用する家屋が2棟以上あること。（新築、増築を除く）
- 私道の所有者その他の権利者全員の承諾が得られること。
- 工事完了後、全ての家屋が排水設備工事を行い、公共下水道に接続すること。
- 設置した私道共同排水設備に申請者以外の者の取付管接続工事が必要になった場合、協議の上、承諾すること。

② 助成額

市の基準により算定した工事費の額と助成対象工事に要した経費を比較して、いずれか低い額の80%に相当する額（税込）（工事費の限定額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）

③ 手続き

私道共同排水設備を設置するときは、代表者を選び、指定工事店に工事の申込みをし、市に申請書を提出してください。

※助成金の支払は、工事が完了し、検査合格後に助成金額が確定次第お支払いします。

④ 私道共同排水設備の維持管理

助成金により敷設した私道共同排水設備は、皆様（申請者）の共有物となりますので、施設の適正な維持管理は皆様で行うこととなります。

⑤ 助成対象工事の範囲

- 私道の排水管及び側溝
- 私道ます及びマンホール
- 私道取付管
- 上記3項目の工事の施行に伴い必要となる設計、試験堀、ガス管、水道管又は排水設備の移設、切り回し、撤去及び道路復旧
- 分流地域の宅地内最下流に設ける雨水ます（側溝排水を除く）

⑥ 提出書類

「私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書」

添付書類：計画確認申請書、私道共同排水設備敷設工事設計書、誓約書、委任状、土地使用承諾書の写し、公図、登記事項証明書など

※処理区域として公示されてから（以下、公示後）3年以内の申請が難しいと見込まれる場合は

- ・私道の地権者との協議がまとまらないため、公示後3年以内に申請することが難しいと見込まれる場合は、申請書の代わりとして申請予定書を期限内に提出してください。申請期間を更に4年間延長することができます。（ただし、その場合の助成率は50%となります。）

（詳細については上下水道局下水道管理課までお問い合わせください）

ご注意を!

個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください

最近、市職員を装い、電話で「下水道工事に伴う調査」と称して個人情報を聞き出そうとする事例が起きてますのでご注意ください。

ご不審に思われた場合は、お近くの下水道（管理）事務所、または下水道管理課にお問い合わせください。

排水管清掃の契約は慎重に

最近、皆さんのお宅を訪問し宅地内の排水管の点検や清掃を勧める業者があります。

なかには、市役所から依頼を受けているように装い、ひどく汚れているなどと言い、必要のない清掃の契約をさせられ、高額な費用を請求されるというような被害が発生しています。

市では、宅地内の下水道管についての点検や清掃などを、業者に依頼して行うことはありません。

もし、宅地内の下水道管の清掃等が必要な場合は、他の業者と内容や金額について比較するなど、十分に検討してください。

●問い合わせ先 上下水道局下水道管理課 電話 044(200)2922

(2) 私道共同排水設備修繕助成制度

私道共同排水設備の適正に維持管理していただくことで、公共下水道の適正な保全を図ることを目的とした制度で、私道共同排水設備の修繕工事を行う皆様がこの制度を利用できます。

① 助成要件

- 私道の幅員が1メートル以上あり、かつ一端が公道に接続していること。
- 私道共同排水設備を汚水を排除する建築物が2棟以上あること。
- 私道共同排水設備が敷設後10年を経過していること。
(敷設時期が不明な場合は、処理区域となってから11年を経過していること)
- 利害関係人全員(私道所有者・建築物所有者・建築物使用者など)の承諾があること。
- 工事費が5万円以上であること。

② 助成額

工事費(3社見積のうち最安価なもの)の70%に相当する額(税込)(工事費の確定額に1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨て)

③ 手続き

私道共同排水設備を修繕するときは、代表者を選び、指定工事店に工事の申込みをし、市に申請書を提出してください。

※助成金の支払は、工事が完了し、市の審査後に助成金額が確定次第お支払いします。

④ 私道共同排水設備の維持管理

私道共同排水設備は、皆様が維持管理を行うものです。この助成制度を利用して修繕を行った後も、引き続き皆様が適正に維持管理を行い、快適にお過ごしください。

⑤ 助成対象工事の範囲

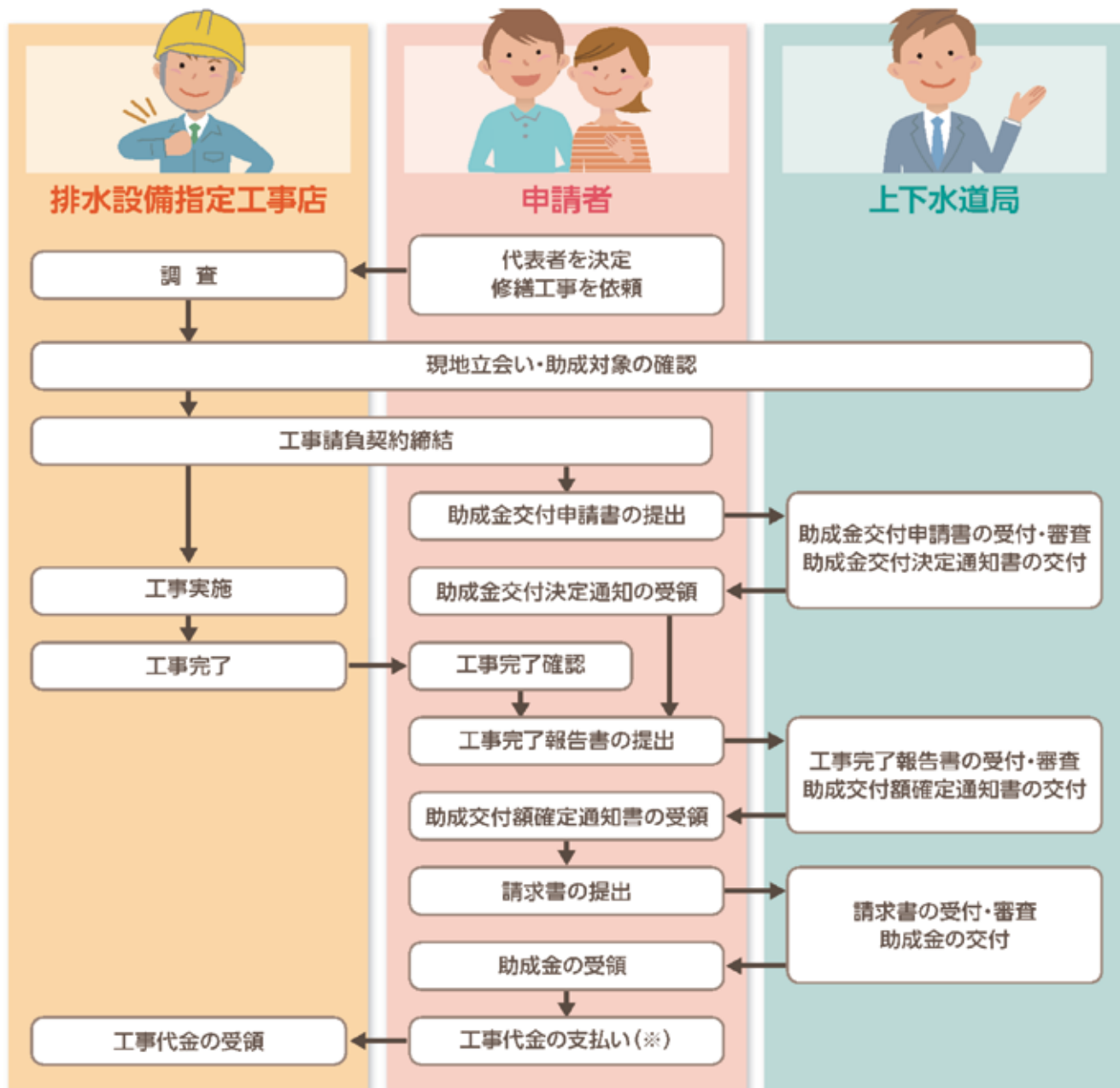
- 私道ます又はマンホール相互間を接続する私道排水管の一部
- 私道ます又はマンホール(高さ調整、部材の取替え等)
- 私道取付菅
- その他(試験堀、ガス・水道菅の切回し、道路の復旧、安全確保のために行った緊急的な措置にかかった費用など)

⑥ 提出書類

「私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書」

添付書類：誓約書、委任状、図面(案内図、平面図など)、指定工事店3社以上の見積書の写し、修繕承諾書の写し、公図、登記事項証明書など

◆修繕工事の助成金が支払われるまで



※本フローでは、申請者から排水設備指定工事店への工事代金の支払時期を、助成金交付後としております。

● 私道共同排水設備の修繕工事は、技能を有する者として指定されている排水設備指定工事店でなければ行うことができません。

● 排水設備指定工事店をお探しの場合は・・・

① 私道共同排水設備を敷設した排水設備指定工事店にお問い合わせください。

② 川崎市上下水道局ウェブサイトに掲載している「川崎市排水設備指定工事店名簿」の中から排水設備指定工事店をお選びいただき、お問い合わせください。

(URL : <http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083237.html>)

なお、排水設備指定工事店の選定にお困りの場合は、川崎市管工事業協同組合へご相談いただく方法もあります。〔電話：0120(320)419〕

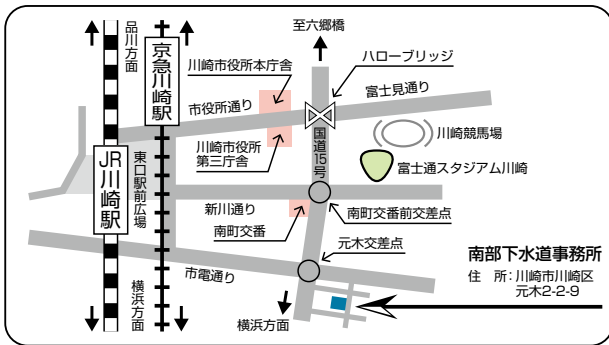
● 排水設備指定工事店が決まりましたら、排水設備指定工事店に不具合の原因や状況を調査していただき、私道共同排水設備の修繕方法や費用などに関するご提案を受けてください。なお、助成金の申請に当たっては、建築物所有者及びその所有者の承諾を得た建築物使用者の中から、申請者となる代表者を決めていただくとともに、事前に現場立会いにより工事箇所の制度適用などに関する確認が必要となります。

問い合わせ一覧

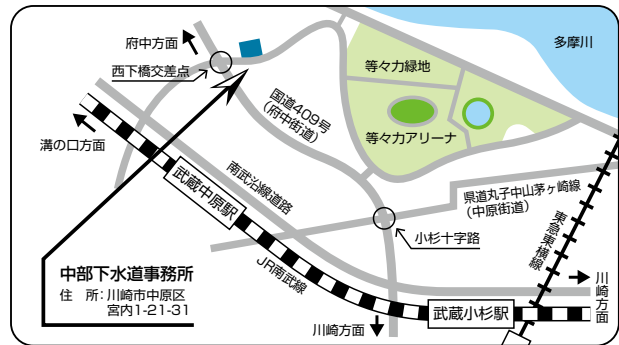
問い合わせ内容	担当部署〔担当区域〕	電話番号
○下水道使用料に関すること	サービス推進部下水道使用料担当	200-2872
○水洗便所への改造の助成金・融資あっせん制度 ○水洗化紛争あっせん制度に関すること ○私道内公共下水道整備制度に関すること ○私道共同排水設備の助成制度に関すること	下水道部下水道管理課	200-2922
○接続ますから下水道本管までの故障	南部下水道事務所〔川崎区・幸区〕	344-4866
○排水設備の設置	中部下水道事務所〔中原区・高津区〕	751-2966
○私道共同排水設備に関する助成金の申請	西部下水道管理事務所〔宮前区〕	852-5131
○下水道管工事についてお気付きのこと	北部下水道管理事務所〔多摩区・麻生区〕	954-0208
○工場・事業場排水の届出、排除基準等	下水道部下水道水質課	200-2878
○道路側溝及び道路の雨水ますが詰まった時	川崎区役所道路公園センター整備課	244-3206
	幸区役所道路公園センター整備課	544-5500
	中原区役所道路公園センター整備課	788-2311
	高津区役所道路公園センター整備課	833-1221
	宮前区役所道路公園センター整備課	877-1661
	多摩区役所道路公園センター整備課	946-0044
	麻生区役所道路公園センター整備課	954-0505

※ 水洗便所、宅地内排水管の故障に関してお困りの場合は、排水設備の工事を行った指定工事店又は川崎市管工事業協同組合〔電話：0120-320-419〕にご相談ください。

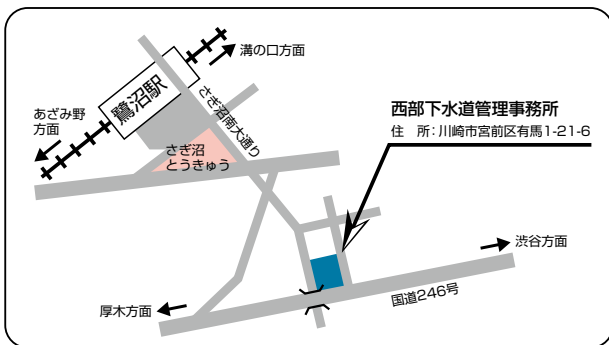
南部下水道事務所



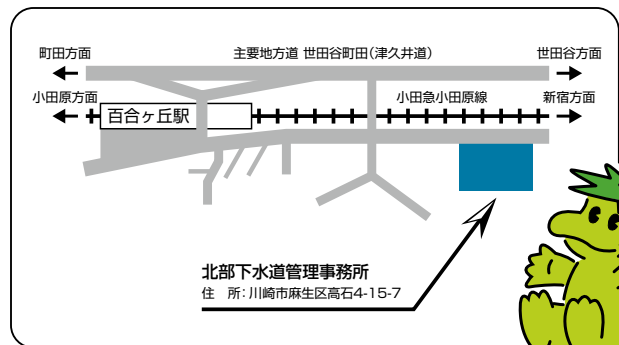
中部下水道事務所



西部下水道管理事務所



北部下水道管理事務所



川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044(200)2922

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/>

発行：川崎市上下水道局／平成31年3月発行